

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の大幅増員と、労働環境改善のために法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国なみに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国（沖縄県）に要望します。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
 - 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
 - 3 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月21日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣

総務大臣 沖縄県知事